

「我が国の引当金に関する研究資料」の概要

公認会計士 やまだ ひろゆき 山田 博之

1. はじめに

日本公認会計士協会は、平成25年6月24日付で、会計制度委員会研究資料第3号「我が国の引当金に関する研究資料」（以下「研究資料」という）を公表した。本研究資料の原文は、日本公認会計士協会のホームページ（http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/post_1693.html）で入手できる。

「研究資料」は、委員会において答申等として結論を得るには至らなかった場合等における当該委員会の審議過程の状況、結論を得るには至らなかった理由等を整理したもの*1であり、報告書等とは異なり、規範性はない。したがって、研究資料は、実務上の指針として位置づけられるものではなく、実務を拘束するものでもないことに留意されたい（研究資料1（1））、とされている。

本稿では、研究資料の概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は私見である。

2. 研究資料の背景と位置づけ

我が国では、企業会計原則注解【注18】（以下「注解18」という）で引当金の計上基準が示されているが、引当金に関する包括的な会計基準は設定されていない状況であり、実務上は引当金の認識又は測定に係る判断が容易ではない場合があるとの指摘が従来からみられ、監査実務においても論点となることが多い。また、我が国の会計基準設定主体である企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という）からは平成21年9月に「引当金に関する論点の整理」が公表されているが、現在まで、引当金に関する検討は進んでいない。研究資料は、これらの状況を背景として公表されている（同1（1））。

また、研究資料では、具体的事例における会計処理の考え方を示しているが、あくまでも現時点での考え方の一つを示しているものであり、また国際財務報告基準（以下「IFRSs」という）に照らした考察も参考として行われているが、同様に現時点における考え方の一つを示したものに過ぎず、IFRSs

の解釈を示すものではない（同1（1））。

3. 具体的事例の考察

研究資料では、以下のような種類別に主に注解18に基づく具体的な会計処理の整理がなされている。

（1）従業員・役員への給付（従業員への退職給付引当金を除く。）

賞与引当金、役員賞与引当金及び役員退職慰労引当金が考察されており、主に給付にあたり一定の条件が設けられている場合などが議論されている。たとえば、支給日現在での在籍が賞与支給の条件となる事例が取り上げられており、将来の賞与支給の全部又は一部が当期末までの従業員による勤務に起因しているか否か、賞与支給の可能性（支給日までの在籍の可能性）等を検討して引当金を認識することになると考えられるとされている。

（2）収益認識に関連する引当金

製品保証引当金、返品調整引当金、売上値引引当金・売上割戻引当金及びポイント引当金が考察されており、主に収益認識の対象となった取引に関連して収益認識後に発生する支出や対価の減額などが議論されている。たとえば、製商品の販売時に販売後の一定期間にわたり修理又は交換に無償で応じる契約が締結されている事例が取り上げられており、これらの契約に基づいて負担する費用は、その発生が当期以前の事象に起因すると考えられるため、過去の経験等から費用の発生見込額を合理的に見積もることができる場合には、製商品の販売時に引当金を認識することになると考えられるとされている。

また、製商品の引渡し後に対価が減額される事例が取り上げられており、収益が認識される場合には、将来の売上値引額や売上割戻額の見積額は対価である売上債権から控除して表示されることが一般的であるが、売買契約上の金額をもって売掛金等の売上債権を表示し、売上値引引当金や売上割戻引当金が負債性引当金として表示されている場合もあるとされている。

*1 研究資料脚注5。日本公認会計士協会「日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公表物の体系及び名称について」（平成22年8月11日）

(3) 不利な契約に関連する引当金

工事損失・受注損失引当金、買付契約に関連する引当金及び転貸損失引当金が考察されており、主に貸借対照表で認識されていない契約から損失の発生が見込まれる場合などが議論されている。たとえば、賃借契約の解約不能期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃借料総額から転貸による見積賃料収入総額を控除した金額を転貸損失引当金として計上している事例が取り上げられており、当期以前に締結した解約不能の賃借契約を原因とした転貸損失の発生する可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができる場合には、引当金を認識することになると考えられるとされている。

(4) 訴訟・法令違反等に関連する引当金

訴訟損失引当金、独占禁止法等の違反に関連する引当金及びリコール損失引当金が考察されており、主に訴訟・法令違反等について、どの段階で引当金を計上することになるかなどが議論されている。たとえば、監査報告書の提出日までに敗訴又は支払を伴う和解が確定した場合には、期末日において引当金を認識することになると考えられ、また裁判のいずれかの段階で敗訴した場合にも、一般的には訴訟損失の発生可能性が高まっていると考えられるため、通常、期末日において引当金を認識することになると考えられるとされている。

(5) 債務保証に関連する引当金

債務保証損失引当金が考察されており、主に被保証先の財政状態の悪化等により債務不履行となる可能性がある場合などが議論されている。会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」及び監査・保証実務委員会実務指針第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」に基づいて、債務保証については、金融資産又は金融負債の消滅の結果生じるものを除いて時価評価は行わず、保証債務を履行し、求償権が回収不能となる可能性が高い場合で、その損失額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を引当金として計上する必要があるとされている。

(6) 将来の費用又は損失に関連する引当金

修繕・特別修繕引当金及び将来の営業損失が考察されている。たとえば、リストラクチャリングを進める際に、その意思決定後の営業期間において追加的な損失が発生する事例が取り上げられており、過去の不利な契約の締結により生じる損失を除き、実際に営業活動を行わなければ発生しない将来の営業損失については、その発生が当期以前の事象に起因しているとはいえないことから、引当金の認識要件を満たさないと考えられるとされている。

(7) 環境対策及びリサイクルに関連する引当金

環境対策引当金・環境安全対策引当金及びリサイクル費用引当金・再資源化費用等引当金が考察されており、主に法令等に基づく産業廃棄物・有害物質の処理やリサイクルに要する支出などが議論されている。たとえば、ポリ塩化ビフェニルを含む産業廃棄物の処理の事例が取り上げられており、製造活動等に伴って生じる産業廃棄物については、企業に適正に処理する義務があることから、損失の発生する可能性が高く、金額を合理的に見積もることができる場合には、引当金を認識することになると考えられるとされている。

(8) リストラクチャリングに関連する引当金

事業構造改善引当金・事業撤退損失引当金・事業整理損失引当金等、本社移転損失引当金・移転費用引当金・店舗閉鎖損失引当金等及びリストラクチャリングに伴う割増退職金等が考察されており、主にリストラクチャリングに伴い発生する費用又は損失の内容の整理とその計上のタイミングなどが議論されている。たとえば、固定資産の減損損失、投資有価証券の減損、貸倒引当金、未払退職金等については、それぞれの内容に応じた会計基準を適用して会計処理するとしてうえで、会計基準では直接規定されていない費用又は損失については、リストラクチャリング計画の決定・公表後に注解18の要件を満たした時点で引当金を認識することになると考えられるとされている。工場等の移転又は閉鎖が行われる場合には、固定資産については、減損損失要否の検討、耐用年数、残存価額の見直しが行われ、また移転費用については、移転又は閉鎖等の方針を決定しただけで期末日までに移転が行われていない場合には、一般的には、費用の発生が当期以前の事象に起因しているとは判断されないため、引当金の認識要件を満たしている場合は多くないものと考えられるとされている。

上記以外にも業界特有の引当金（利息返還損失引当金）、負債の認識の中止に関連する引当金（睡眠預金に対する引当金及び商品券・旅行券等に対する引当金）、その他の引当金（株主優待引当金及び災害損失引当金）が考察されている。

4. 引当金の開示

研究資料では、我が国における引当金の開示規則について図表1のように整理されている（研究資料3(1)①）。

図表1 我が国における開示規則

開示箇所	開示内容	開示規則
重要な会計方針	引当金の計上基準（引当金の計上の理由、計算の基礎その他の設定の根拠）	<ul style="list-style-type: none"> ●企業会計原則注解【注1-2】 ●「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という）第8条の2第6号 ●「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について」（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という）8の2-6
附属明細表	引当金明細表（引当金の設定目的ごとの科目について、当期首残高、当期増加額、当期減少額（目的使用、その他）、当期末残高）	<ul style="list-style-type: none"> ●財務諸表等規則第121条第1項第5号 ●財務諸表等規則様式第14号
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 会計処理基準に関する事項	重要な引当金の計上基準	●連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第13条第5項第3号
貸借対照表注記	保証債務等の偶発債務（その内容、金額）	<ul style="list-style-type: none"> ●企業会計原則 第三 — C ●財務諸表等規則第58条 ●財務諸表等規則ガイドライン58-1、58-2

また、東日本大震災後の平成23年3月期の有価証券報告書における災害損失引当金に係る開示の分析結果（図表2参照）を例示しながら、我が国における引当金の開示例を有価証券報告書における開示

状況に基づいて分析した結果として、多くは一般的な会計方針の定型的な記述にとどまっていることが明らかになった（研究資料3（1）②）とされている。

図表2 災害損失引当金に関する会計方針の記載分析

事例	会計方針等の記載内容	会社数
1	東日本大震災により被災した資産の復旧費用等の支出に備えるため、当該損失見積額を計上しております。	245社 (58.8%)
2	東日本大震災により被災した資産の撤去、修繕費用及び原状回復費用等に備えるため、将来の支出見込額を計上しております。	126社 (30.2%)
3	東日本大震災に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について合理的に見積もった金額を計上しております。	21社 (5.0%)
4	重要な会計方針に加え、追加情報を記載している事例	9社 (2.2%)
5	引当金の設定対象となった項目を、より具体的に記載している事例	16社 (3.8%)
	合計	417社 (100%)

これらの分析結果や国際会計基準第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」との比較を通じて、研究資料では、引当金の計上基準を重要な会計方針として具体的に開示することや、重要な訴訟や偶発事象について詳細に開示することは、財務諸表利用者が企業の経営状況を理解し、投資意思決定を行ううえで重要であると考えられるため、我が国における引当金の開示が財務諸表利用者にとって十分なものとなっているかについて、改めて検討されることを

期待するとされている（研究資料3（2））。

5. おわりに

引当金をめぐっては、リストラクチャリングに関連する引当金のように計上時期が早い方向に実務で幅があるものや、不利な契約に関連する引当金や訴訟・法令違反等に関連する引当金のように計上時期が遅い方向に実務で幅があるものまで、多様な実務

慣行がみられる。財務情報の比較可能性を確保するためには、多様な実務慣行を収斂させる必要があり、そのためには、まず引当金の計上にあたっての判断基準を明確にすることが必要であると考えられる。この点については、研究資料で指摘されているように、将来的に引当金の会計基準の整備が進められる

ことが期待される（研究資料1（1））。加えて、事実認定にあたっての判断の幅を狭めるためには、研究資料のような事例分析を積み重ね、広く理解を共有していくことも必要と考えられる。

以 上